

# 定 款

株式会社N I T T A N

|   |   |             |
|---|---|-------------|
| 制 | 定 | 1948年11月10日 |
| 改 | 正 | 1952年 7月22日 |
|   |   | 1956年 7月24日 |
|   |   | 1959年 1月28日 |
|   |   | 1960年 7月28日 |
|   |   | 1961年 7月29日 |
|   |   | 1962年 7月30日 |
|   |   | 1964年 7月28日 |
|   |   | 1967年 1月28日 |
|   |   | 1970年 1月29日 |
|   |   | 1971年 1月29日 |
|   |   | 1975年 1月30日 |
|   |   | 1979年 2月27日 |
|   |   | 1982年 2月26日 |
|   |   | 1989年 2月27日 |
|   |   | 1990年 2月27日 |
|   |   | 1992年 2月27日 |
|   |   | 1993年 2月25日 |
|   |   | 1994年 2月25日 |
|   |   | 1998年 2月26日 |
|   |   | 1999年 2月25日 |
|   |   | 2000年 6月29日 |
|   |   | 2002年 6月27日 |
|   |   | 2003年 6月26日 |
|   |   | 2004年 6月25日 |
|   |   | 2005年 6月24日 |
|   |   | 2005年 8月23日 |
|   |   | 2006年 6月23日 |
|   |   | 2008年 6月20日 |
|   |   | 2009年 6月24日 |
|   |   | 2017年 6月23日 |
|   |   | 2021年 6月25日 |
|   |   | 2022年 6月24日 |

# 株式会社N I T T A N定款

## 第 1 章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社N I T T A Nと称し、英文では N I T T A N C o r p o r a t i o nと表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 各種発動機弁の製造販売業
- (2) 輸送用機器部品の製造販売業
- (3) 紡機部品の製造販売業
- (4) 機械部品器具の製造販売業
- (5) 農作物の生産、加工および販売事業
- (6) 日用品雑貨およびスポーツ用品の製造販売業
- (7) 前記各号に関する付帯事業

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を神奈川県秦野市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、89,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の買増請求)

- 第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当会社に対し売り渡すことを請求（以下「買増請求」という。）することができる。
2. 買増請求が行うことができる時期、請求の方法については、「株式取扱規程」に定めるところによる。

(単元未満株主の権利制限)

- 第9条 当会社の単元未満株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
  - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
  - (4) 前条に規定する単元未満株式の買増請求をすることができる権利

(株主名簿管理人)

- 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社では扱わない。

(株式取扱規程)

- 第11条 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

- 第12条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項に定めるほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

### 第 3 章 株 主 総 会

(招集)

- 第13条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、会社法第309条第2項の規定によるべき株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

## 第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第19条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第20条 当社の取締役は、15名以内とする。

(取締役の選任)

第 21 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 23 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名および専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができるものとする。

(取締役会の招集権者および議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長が招集し、その議長となる。取締役会長または取締役社長に事故があるとき、または欠員があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 25 条 取締役会を招集するときは、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までにその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 26 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 27 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であつた者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第31条 当社は監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第32条 当社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 会社法第329条第3項の規定による補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。ただし、株主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 36 条 監査役会を招集するときは、各監査役に対し、会日の 3 日前までにその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 38 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役の報酬等)

第 39 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 40 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であつた者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 41 条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 42 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 43 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 44 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第 7 章 計 算

（事業年度）

第 45 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

（期末配当金）

第 46 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 3 1 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

（中間配当金）

第 47 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 3 0 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 4 5 4 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

（期末配当金等の除斥期間）

第 48 条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当金に対しては、利息をつけない。